

令和6年度 予算編成方針

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善の動きがみられ、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクや物価上昇などによる影響に十分注意する必要があります。

本区財政においては、各種施策の効果もあり歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金に一定の伸びが期待できるものの、ふるさと納税による税の流出が拡大を続けています。また、景気の下振れや原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況といえます。

こうした中、令和5年1月には過去最多となる人口17万4,074人を記録し、力強いペースで人口増加が続き、令和6年春には晴海地区に新たなまちが形成されるなど、令和9年には20万人に達する見通しです。それに伴い地域コミュニティの醸成や増加する行政需要へのきめ細やかな対応がこれまで以上に求められています。加えて、ポストコロナの経済社会への的確な対応、原材料価格・物価高騰への対策、更には世界規模での対応が求められている環境負荷低減への取組など山積する課題に対し、区の総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

こうした区を取り巻く社会経済状況等の変化を踏まえ、区では今後10年を見据えた区の基本的な方向性を示す「中央区基本計画2023」を本年2月に策定し、政策横断的に取り組む4つのリーディングプロジェクトを中心に各種取組を力強く推進しているところです。

喫緊の課題への対応はもとより、誰もがいきいきと暮らし、働き、集うことのできる未来の実現に向けて、職員一人一人が真の区民ニーズを的確に捉え、社会環境の変化に即応した柔軟で効率的な行財政運営に一層努める必要があります。また、今後の不透明な財政見通しの下、施策全般にわたり緊急度・重要度などの観点から再検証し取捨選択を行うなど、健全で強固な財政基盤を堅持し続けていかなければなりません。

以上の認識を踏まえ、令和6年度予算は次の方針に基づき編成するものとします。

第1 基本方針

令和6年度予算は、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、基本計画2023の着実な進展を図るため、計画で示した各施策を積極的に推進することとする。併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、すべての事業の成果を厳しく検証し事業の廃止・休止など積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、区民の負託に応える施策展開のための財源を確保し、今後の社会経済状況の変化にも対応しうる持続可能で強固な財政基盤を堅持する。

1 基本的な考え方

都心に位置し、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に発展してきた本区は、多くの人々が住み・働き・集うまちとなっている。人口が増加し、価値観が多様化する中、住民相互の交流機会の充実や、まちの協調性を高める取組を推進するほか、公共施設需要の増大に対しては既存ストックの有効活用等を検討すること。

また、社会全体がポストコロナへと舵を切り賑わいを取り戻しつつある中、ウクライナ情勢等による物価高騰などに直面し、住民生活を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。今こそ住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしを守るとともに地域全体の活性化へと繋げていくため、子どもや高齢者をはじめ全ての人に対する福祉サービスの提供や健康づくりの推進、地域特性に応じた防災対策の推進、環境に配慮した持続可能なまちづくり、都心コミュニティや経済活動・商業活動の活性化など、区民生活や地域活動に密接に関わる取組を着実に推進すること。

さらに脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ中央区宣言」の趣旨を踏まえ、地域一丸となった環境負荷低減に向けた取組を強化するほか、デジタル化を推進し、区民の利便性向上と質の高い行政サービスを提供するとともに、行政の効率化に積極的に取り組むこと。

2 事業構築に当たって

区財政は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化をはじめ、物価高騰や世界的な金融引締め等による景気下振れリスクなど不透明な状況が当面続くことが見込まれる中、区民生活を守り、さらに健全で持続可能な行財政運営を図る観点から、事業の構築・展開に当たっては、本年3月に策定した「中央区行政経営方針」に基づき、職員一人一人が経営者の視点に立ち、目標や成果を的確

に見通すとともに、次に掲げる事項を十分に踏まえること。

(1) 緊急度・重要度による事業選択

限られた財源を適切に配分するため、施策全般にわたりこれまで以上に各事業の緊急度・重要度を見極めた上で取捨選択を行うこと。

(2) エビデンスに基づく事業構築と説明責任

事業構築に当たっては、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果目標を明らかにすること。

(3) 成果重視型のマネジメントサイクルの徹底

事業を課題解決や区民福祉向上のための手段と捉え、目標の達成度を意識し、厳しく事業成果の検証を行い、成果・効果が乏しい事業については、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行うこと。また、ストック情報やフルコスト情報を活用した行政評価により明らかとなった各事業の課題や方向性を踏まえた取組の着実な実行に努めること。

(4) 各部局の主体性の発揮と部局間の連携の強化

各部局は成果目標の達成に向け、解決すべき課題に積極的に取り組むとともに、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るなど、横断的な事務執行に努め、より一層大きな効果を生み出すように努めること。

(5) 既存ストックの有効活用

公共施設や設備はもとより、人材やノウハウなどを含め、区がこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。特に、新たな施設需要に対しては、既存施設の有効活用を図るとともに、民間による整備等の可能性を検討すること。

(6) 地域コミュニティの醸成

事業構築の際には、より多くの住民が世代や属性を超えて幅広く参加できることを意識した事業内容を検討すること。

(7) 多様な主体との協働と「プロアクティブ・コミュニティ」の推進

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、区民、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体との協働を推進するとともに、自ら率先して地域課題の解決に取り組む「プロアクティブ・コミュニティ」の考えを積極的に取り入れること。

第2 予算編成の留意点

1 歳出予算について

(1) 全般的事項

- ア 常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組む観点から、全ての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。
- イ ICTの活用にあたっては、業務プロセスの見直しを前提とし、業務改善と区民の利便性向上及び行政サービスの質の向上を実現すること。
- ウ 組織のあり方や既定人員の積極的な見直しを行い、全庁的な定数配置の一層の適正化・弾力化を図ること。
- エ ポストコロナを見据え、引き続き感染症の拡大防止策を講じるとともに、コロナ禍での教訓をいかし事業の実施方法について十分に検討し、社会活動の正常化に向けた取組を進めること。

(2) 政策的経費

社会経済状況や行政ニーズの変化を的確に捉えた上で、政策目標と施策の方向性などを明確にし、独自性・創造性のある事業の企画・立案に努めるなど、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

- ア 新規・充実事業については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (ア) 政策目標の達成に向け必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。
 - (イ) 事業構築にあたっては、適時性、費用対効果、全体計画と執行体制、将来展望と後年度負担、さらには他の関連事業との整合性や公平性など総合的に十分な検討を加えるとともに、あらかじめ成果目標と事業の見直し年度を定め、当該年度に事業効果を測定の上、事業存続の可否を厳しく判断すること。
- イ 投資的事業については、事業の必要性を十分に検証の上、コスト削減に努めること。特に施設整備については、「中央区公共施設個別施設計画」などを前提としつつも直近の状況を踏まえて、次に掲げる事項を必ず検討・検証すること。
 - (ア) ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う区民サービスの充実が図られるか、他の代替手段により対応可能かなど、さまざまな視点で効果を十分に検証すること。

(イ) 将来的な施設ニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。

(ウ) 原材料価格上昇の影響も含め、当面、工事費の高騰が見込まれることから発注方法を工夫するなどコストと工期の縮減に最大限努めること。

(3) 経常的経費

今日の社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、区民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から事業本体及び執行体制について見直しを行うとともに、需要を的確に見積り経費のより一層の縮減に努めること。

2 歳入予算について

財源を的確に把握し、さらなる収入確保を図るとともに、「中央区債権管理条例」に基づき、債権の適正な管理に関する取組をより一層推進すること。

また、次に掲げる事項に取り組み、積極的な歳入計上に努めること。

(1) 収納率の向上及び受益者負担の適正化

ア 特別区民税、国民健康保険などの保険料については、引き続き徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

イ 各種負担金や使用料については、収納率の向上と収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講ずるとともに、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から負担水準の見直しも含め検討すること。

(2) 補助制度の活用

国や東京都の補助・負担事業については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

特に、物価高騰対策や少子化対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。

(3) 区民施設について

利用者にとってより使いやすく、より魅力ある施設となるよう指定管理者などと連携・運営改善を図り、設置目的にかなった利用者・稼働率の増加と使用料の確保に努めること。

3 その他

事業執行上、地域及び関係団体の協力を要するものは事前に十分な調整を行うとともに、関係部局との連携を図ること。

また、令和6年度に向けた税制改正などについては、国等の動向に常に注意を払い、最新情報の収集に努めること。